

第2部 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の現状

1. ごみの分類・処理フロー・収集運搬

(1) 分別区分

長泉町におけるごみの分別区分は、表 10 に示すとおりである。

ごみの分別区分は、大きく、可燃ごみ（燃やせるごみ）、プラスチック類、不燃ごみ（燃やせないごみ）、ペットボトル及び有害ごみ、資源物に分けられる。

表 10 ごみの分別区分

収集（受け入れ）区分	分別区分	生活系/事業系	収集（受け入れ）頻度
燃やせるごみ	燃やせるごみ	生活系 事業系	週 2 回
プラスチック類	プラスチック製容器包装 その他プラスチック	生活系 生活系	週 1 回
燃やせないごみ	埋立ごみ 小型家電 破碎ごみ	生活系 生活系 生活系	月 2 回
ペットボトル	ペットボトル	生活系	月 2 回
有害ごみ	乾電池 蛍光管		
資源物	金属類	生活系	月 2 回
	びん類		
	古紙類		
	雑紙		
	布類		
	使用済みの植物油	生活系	直接持込

資料：平成 29 年度 家庭ごみ収集カレンダー

(2) ごみの処理・処分

長泉町における処理・分別区分を表 11 に示す。

表 11 ごみの処理・処分表

収集（受け入れ）区分	分別区分	処理・処分
燃やせるごみ	燃やせるごみ	可燃物（焼却処理）
プラスチック類	プラスチック製容器包装 その他プラスチック	資源物（資源化）、可燃物（焼却処理）、不燃残渣（埋立処分）
燃やせないごみ	埋立ごみ 小型家電 破碎ごみ	資源物（資源化）、可燃物（焼却処理）、不燃残渣（埋立処分）
ペットボトル	ペットボトル	資源物（資源化）、可燃物（焼却処理）、不燃残渣（埋立処分）
有害ごみ	乾電池 蛍光管	資源物（資源化）
資源物	金属類	資源物（資源化）、可燃物（焼却処理）、不燃残渣（埋立処分）
	びん類	資源物（資源化）、可燃物（焼却処理）、不燃残渣（埋立処分）
	古紙類	資源物（資源化）
	雑紙	資源物（資源化）
	布類	資源物（資源化）
	使用済みの植物油	資源物（資源化）

資料：町資料

(3) ごみ処理の流れ

一般家庭以外の事業所等から排出される産業廃棄物以外の可燃ごみについては、焼却場及び一般廃棄物最終処分場において直接搬入を受け入れている。処理フローを図 11 に示す。

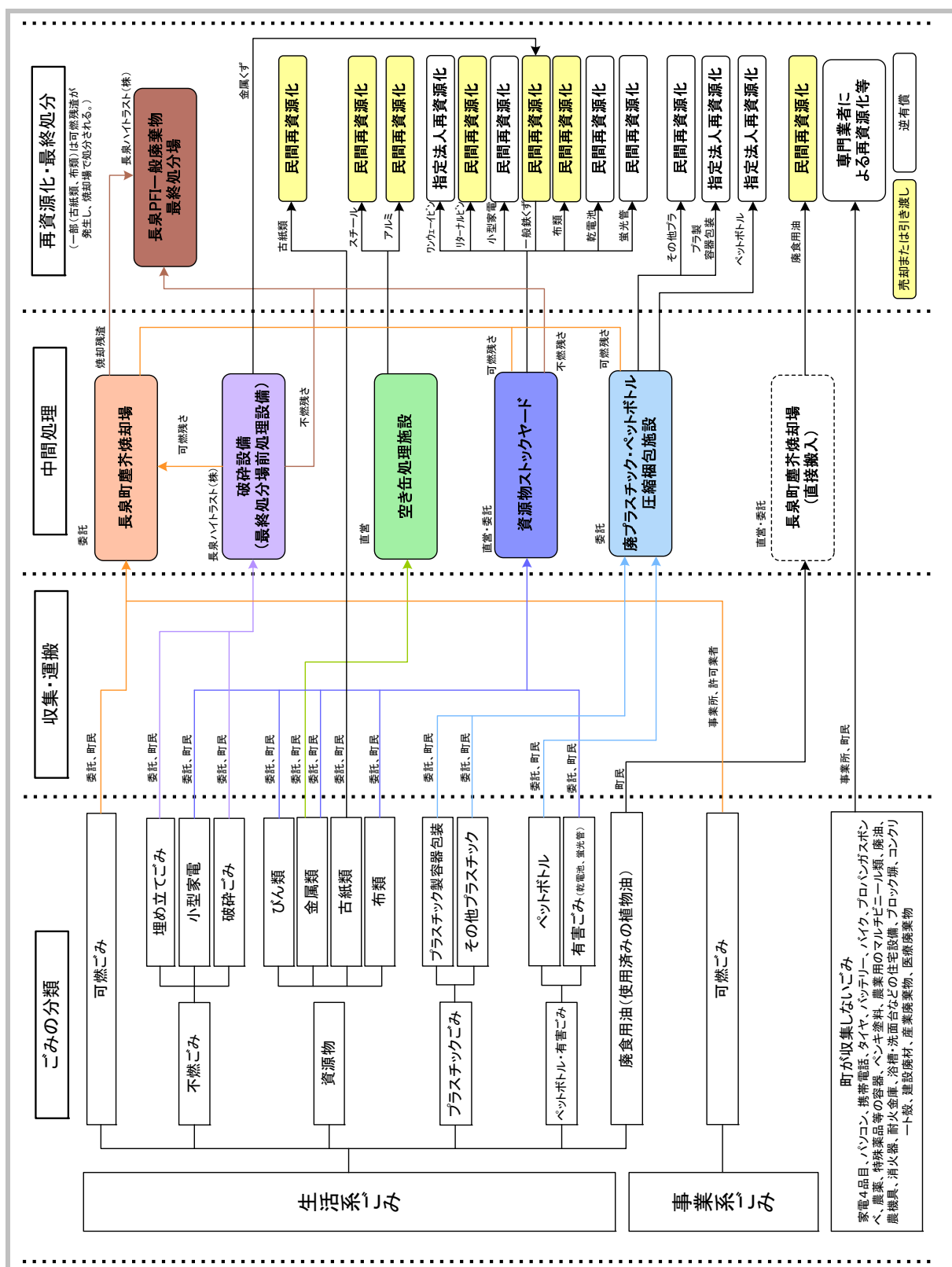


図 11 フロー図

（４）収集・運搬体制

長泉町の収集・運搬は、委託にて行っている。なお、事業系ごみについては、許可業者が搬入している。

（５）収集・運搬の方法

長泉町における収集方法は、ステーション収集である。

障がい者や高齢者等の世帯で粗大ごみの焼却場への直接持ち込みや分解等が困難な場合に、戸別に粗大ごみの収集を行う「にここ収集」を実施している。

指定袋については表 12 に示すとおりである。

表 12 ごみ種類別の指定袋

	町指定半透明袋または 高密度ポリエチレン使 用表示の半透明袋	スーパーバック (レジ袋)	半透明のビニール袋	紙袋及びダンボール	黒いビニール袋
燃やせるごみ	○	×	×	×	×
プラスチックごみ	○	○	○	×	×
燃やせないごみ	○	○	○	×	×

※袋には区名・班・氏名を記入して排出する。

資料：長泉町家庭ごみ収集カレンダー（平成 29 年度）

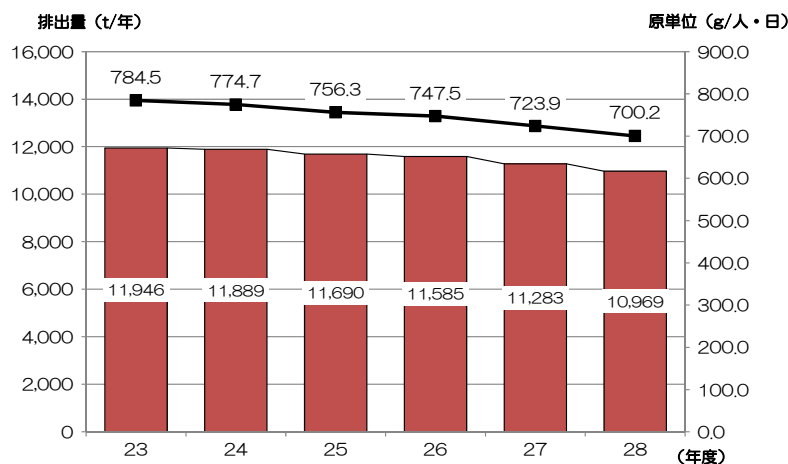
2. ごみの排出量の実績

(1) ごみ排出量の実績

ごみ排出量の実績を図 12 に示す。

ごみ排出量及びごみ排出量の原単位は年々減少している。ごみ排出量は平成 23 年度の 11,946t に比べ、平成 28 年度は 10,969t と約 1,000t 減少している。

ごみ排出量の原単位は平成 23 年度の 784.5g/人・日に比べ、平成 28 年度は 700.2g/人・日と約 80g 減少している。



資料：町資料

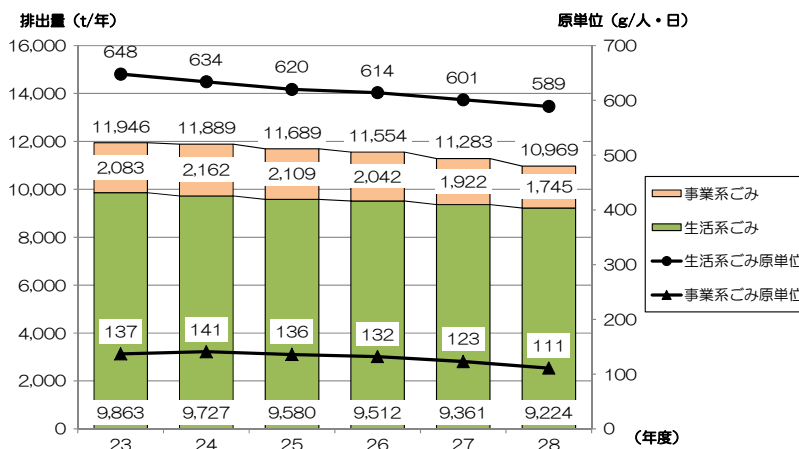
図 12 ごみ排出量の推移

(2) 生活系ごみ及び事業系ごみの実績

生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の実績を図 13 に示す。

生活系ごみの年間排出量及び一人一日あたりのごみ排出量は年々減少している。

事業系ごみの年間排出量及び一人一日あたりのごみ排出量は平成 24 年度をピークに減少している。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 13 生活系ごみ及び事業系ごみ排出量の実績

3. ごみの処理・処分の実績

(1) ごみ処理・処分量

ごみ処理量の実績を表 8 及び図 14 に示す。

ごみ処理量の推移をみると、可燃物、埋立物、資源物、可燃物はそれぞれ減少傾向であり、資源化率は平成 26 年度まで減少していたが平成 27 年度には増加に転じ、平成 28 年度も増加している。

表 13 ごみ処理量の実績

			(t/年)					
年度			23	24	25	26	27	28
ごみ処理量	可燃物		8,515	8,557	8,520	8,495	8,209	7,963
	埋立物		510	495	451	462	425	412
	資源物	ペットボトル	84	84	85	74	77	75
		プラスチック	835	845	869	856	891	902
		その他プラスチック	68	57	64	59	35	46
		びん	16	15	14	15	15	12
		ガラス屑	206	250	245	245	273	249
		アルミ缶	51	47	49	45	50	43
		スチール	65	58	57	51	55	47
		一般鉄類	203	196	191	187	190	183
		紙類	1,067	992	845	802	790	770
		布類	192	192	190	185	164	164
		紙パック（牛乳）	10	11	12	12	7	6
		小型家電	100	72	79	81	86	81
		小計		2,897	2,819	2,700	2,612	2,633
	有害物	廃乾電池	15	12	13	11	9	11
		蛍光管	9	6	6	5	7	5
		小計	24	18	19	16	16	16
	合計			11,946	11,889	11,690	11,585	11,283

資料：町資料

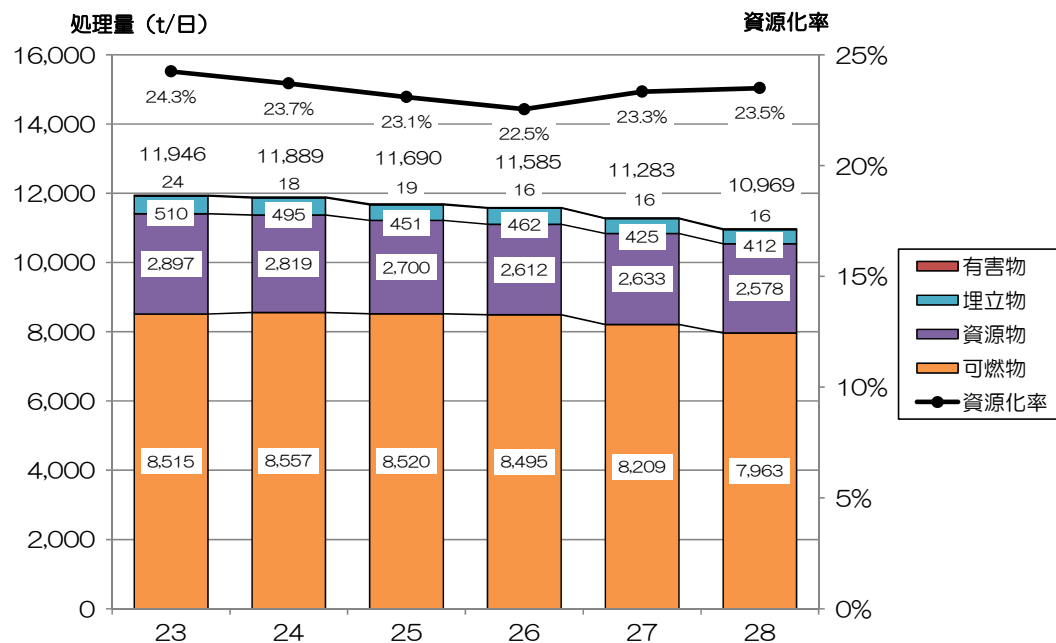


図 14 ごみ処理量の実績

4. ごみの減量・再資源化の実績

(1) 「食品ロス」の啓発

環境省は、3R（リサイクル、リユース、リデュース）や資源の大切さ、一人ひとりの行動の重要性を知るきっかけとすることを目的に、循環型社会や 3R をテーマとした CM コンテストの「Re-Style CM コンテスト」を平成 29 年度に実施した。

長泉町ではこのコンテストに応募し、全国 42 作品の応募の中から自治体としては唯一、長泉町の作品「だから、食べきり」が『「Re-Style CM コンテスト」地域作品賞』を受賞した。

(2) 不用品活用バンク

長泉町では、資源の有効活用を図ることを目的として、不用になった生活用品を必要とする方へ紹介する制度を設けている。不用品の登録及び譲ってほしい品の登録ができ、無償でのやりとりを原則としている。

(3) レジ袋削減に関する協定

長泉町では、ごみ削減による循環型社会の形成に向け、レジ袋の削減及びマイバック等の持参を推進することを目的に、レジ袋削減に関する協定の締結を推進している。

平成 29 年 3 月 31 日現在、3 事業所 6 店舗と協定を結んでいる。

(4) 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の補助金制度

長泉町では、厨芥ごみの減量化のため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付している。補助額は、購入費の 2 分の 1 以内とし、生ごみ堆肥化容器は 4,000 円、生ごみ処理機は 30,000 円を限度にしている。

生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の設置数の実績を表 14 に示す。

表 14 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の設置数の実績

年度	25	26	27	28
生ごみ堆肥化容器	4	1	2	4
生ごみ処理機	23	15	19	16
合計	27	16	21	20

資料：町資料

(5) 剪定枝のリサイクル

ごみの減量化を図るため、可燃ごみとして出された庭木・剪定枝を木屑処理機にてチップ化し、再資源化する事業を行っている。なお、平成 28 年度では、年間 3 トン再資源化された。

(6) ごみ再資源化量

資源化量の実績を図 15 に示す。

資源化量の推移を見ると、紙類は年々減少してきている。プラスチック類は増加傾向にあり、布類、金属類、ガラス、ペットボトルは概ね横ばいとなっている。平成 28 年度の資源化量のうち大分部を占めているのは紙類とプラスチック類である。なお、近年の減少は、主に紙類の再資源化量の減少によるものである。

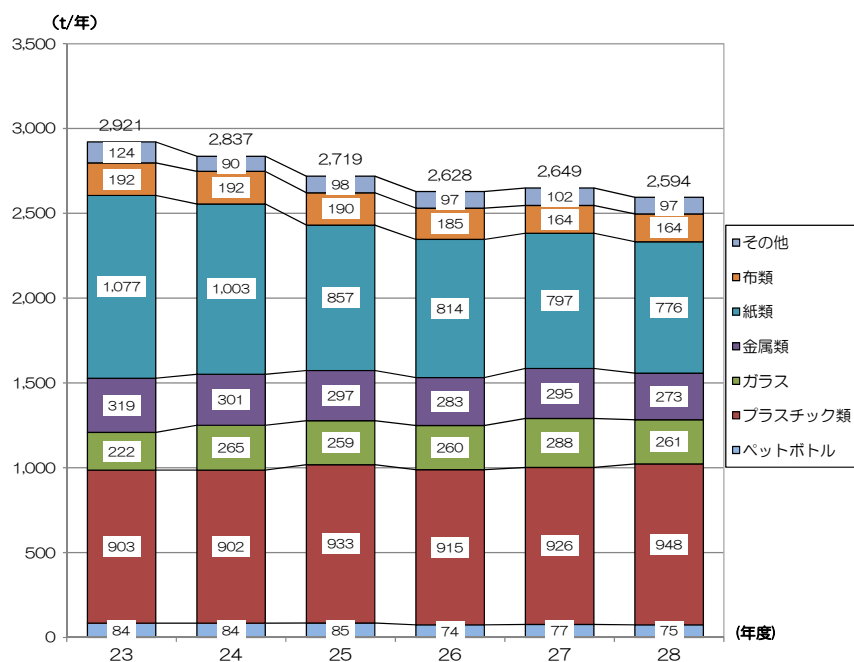


図 15 資源化量の実績

5. 焼却量の実績

長泉町の焼却施設における焼却量の実績を図 16 に示す。

焼却量の推移をみると、ここ数年は概ね減少傾向となっている。

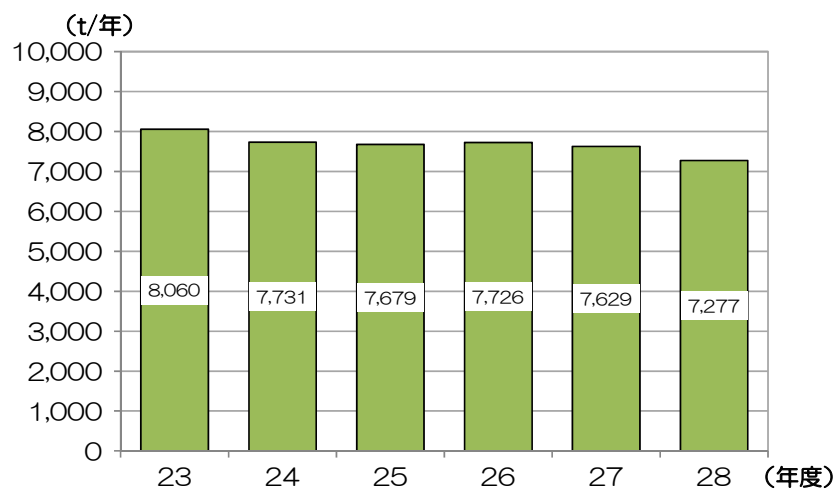
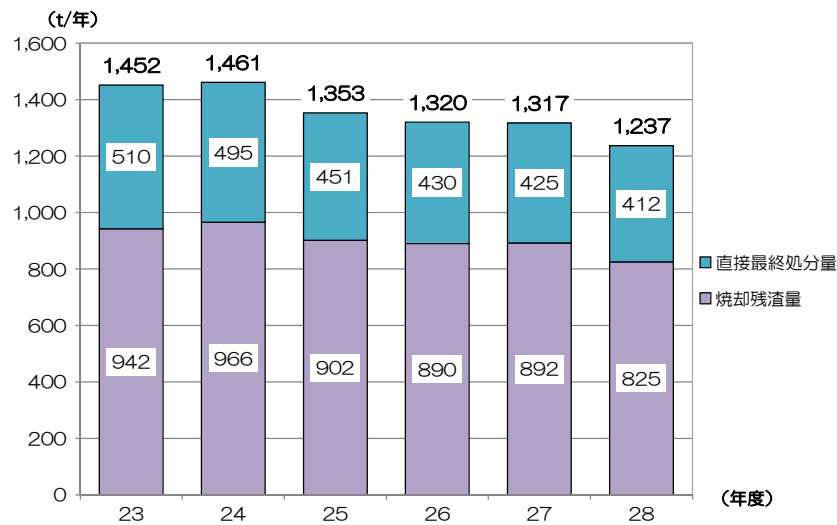


図 16 焼却量の推移

6. 最終処分の実績

長泉町における最終処分量の実績を図 17 に示す。

最終処分量の推移をみると、平成 24 年度をピークに減少し、近年は概ね横ばい傾向となっている。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 17 最終処分量の推移

7. 施設の概要

長泉町の間処理施設及び最終処分施設の概要を表 15～表 18 に示す。

中間処理施設は焼却場、空き缶処理施設、資源物ストックヤードがある。焼却場は昭和 49 年度に 50t/8h のバッチ式炉として竣工したが、平成 10～11 年度に改造してリニューアルした施設では、150t/24h の連続燃焼式として稼動している。

一般廃棄物最終処分場の整備は PFI 事業方式を採用し、平成 18 年 3 月に竣工した。

表 15 長泉町塵芥焼却場の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	長泉町塵芥焼却場
事 業 主 体	長泉町（運転管理は全部委託）
所 在 地	静岡県駿東郡長泉町東野 143-11
竣 工 年	昭和 49 年 5 月、基幹改良 平成 12 年 3 月
処 理 能 力	150 t/24 h（75 t/24 h×2 炉）
敷 地 面 積	13,681 m ²
設 備 内 容	受 入 供 給 設 備
	ピットアンドクレーン
	燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備
	別置型水噴射式ガス冷却設備（ガス冷却室・ガス急冷塔）
	排 ガ ス 処 理 設 備
	バグフィルタ
設 備 内 容	排 水 処 理 設 備
	クローズドシステム
設 備 内 容	通 風 設 備
	平衡通風式
設 備 内 容	余 熱 利 用
	場内温水

表 16 空き缶処理施設の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	空き缶処理施設
事 業 主 体	長泉町（全部委託）
所 在 地	静岡県駿東郡長泉町東野 143 の 11
竣 工 年	平成 4 年 8 月
処 理 対 象 物	アルミ、鉄
処 理 能 力	20,000 個/h
処 理 工 程	受け入れ→手選別によるアルミ、鉄以外のごみの除去→鉄、アルミの機械による選別→圧縮→フレコンパックへ積み込み

表 17 資源物ストックヤードの概要

項 目	内 容
施 設 名 称	資源物ストックヤード
事 業 主 体	長泉町（一部委託）
所 在 地	静岡県駿東郡長泉町東野 143 の 7
ス ト ッ ク 対 象 物	小型家電、びん類、一般鉄類、古紙類、衣類、乾電池、蛍光管

表 18 一般廃棄物最終処分場の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	長泉町 PFI 一般廃棄物最終処分場
事 業 主 体	長泉ハイトラスト㈱ （PFI 事業方式により整備）
所 在 地	静岡県駿東郡長泉町東野 374 の 12
埋 立 面 積	10,394 m ²
埋 立 容 量	42,008 m ³
竣 工 年	平成 18 年 3 月
埋 立 方 法	サンドイッチ + セル方式
遮 水 構 造	ベントナイト混合土 + 2重遮水シート
漏 水 検 知	自然流下式漏水検知システム
浸 出 水 設 備	60 m ³ /日
前処理設備（破砕機）	4.9 t/日

8. 事業経費の実績

(1) 事業経費

長泉町におけるごみ処理経費の実績は、表 19 及び図 18 に示すとおりである。

ごみ処理経費の推移をみると、平成 26 年度までは増加しているが、平成 27 年度には減少に転じている。

表 19 ごみ処理経費の実績

項目	年度	23	24	25	26	27	28
建設改良費	(千円)	116,991	139,125	124,793	158,385	85,195	48,668
工事費	(千円)						
中間処理施設	(千円)						
処理・維持管理費	(千円)	583,075	583,699	604,295	589,877	626,956	689,171
人件費	(千円)	52,503	49,719	44,715	38,671	25,071	25,143
処理費	(千円)						
収集運搬費	(千円)	8,849	5,905	8,966	4,623	4,909	7,086
中間処理費	(千円)	97,035	142,136	173,368	163,663	159,582	168,832
最終処分費	(千円)	105,478	105,981	105,925	105,995	106,926	111,552
小計	(千円)	211,362	254,022	288,259	274,281	271,417	287,470
車両等購入費	(千円)	6,350	4,750	0	0	0	6,713
委託費	(千円)						
収集運搬費	(千円)	69,069	65,347	63,924	69,543	76,504	86,543
中間処理費	(千円)	144,218	110,816	111,418	109,148	156,651	174,964
最終処分費	(千円)	94,429	94,213	94,306	96,519	96,996	106,940
その他	(千円)	5,144	4,832	1,673	1,715	317	1,398
小計	(千円)	312,860	275,208	271,321	276,925	330,468	369,845
合計	(千円)	700,066	722,824	729,088	748,262	712,151	737,839
人口	(人)	41,719	42,043	42,349	42,464	42,701	42,920
一人あたりごみ処理経費	(円/人)	16,781	17,192	17,216	17,621	16,678	17,191

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

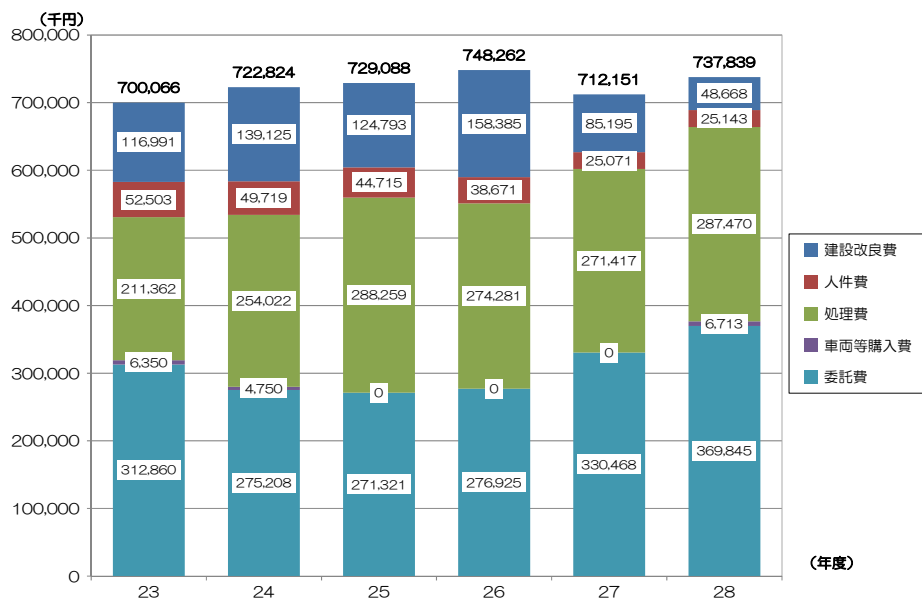


図 18 ごみ処理経費の推移

第2章 ごみ処理の課題

1. 県・国の実績及び県の目標値との比較

(1) 県及び国の実績との比較

平成27年度の長泉町、静岡県、全国におけるごみ排出量原単位、最終処分量原単位、リサイクル率を表20に示す。

長泉町のごみ排出量の原単位は静岡県や全国よりも少なく、リサイクル率は静岡県や全国より高い値となった。また、最終処分量の原単位は全国の値を下回っているものの、静岡県より高い値となった。

表20 ごみ排出量及び最終処分量原単位・リサイクル率の比較
(平成27年度)

項目	長泉町	静岡県	全国
ごみ排出量の原単位 (g/人・日)	726.4	895.9	938.5
生活系ごみ排出量の原単位 (g/人・日)	603.4	643.4	660.1
事業系ごみ排出量の原単位 (g/人・日)	123.0	252.5	278.4
最終処分量の原単位 (g/人・日)	84.3	46.9	88.9
リサイクル率 (%)	23.5	19.2	20.4

(2) 長泉町や県の目標値との比較

「長泉町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（平成25年3月）における目標値と、長泉町の平成27年度の実績の比較を表21に示す。目標の設定時と現在では、ごみの分類方法等が異なるため単純比較はできないが、生活系ごみ原単位及び事業系ごみ排出量、最終処分量割合については目標を達成した一方で、リサイクル率は未達成であった。

また、「静岡県循環型社会形成計画」（平成18年3月）の県の目標との比較も表26に示す。その結果を見ると、ごみ排出量については、静岡県の目標を達成していないが、最終処分量割合（ごみ排出量に占める最終処分量の割合）については静岡県の目標を達成した。

表21 長泉町及び静岡県の目標と実績の比較（平成27年度）

項目		長泉町			静岡県
		目標※1	実績	達成状況	目標※2
ごみ排出量	排出量	11,684t/年	11,290t/年	達成 (-394t/年)	
			H25比3.4%削減		H25比10%削減
	生活系ごみ原単位	611.4g/人・日	601.1g/人・日	達成 (-10.3g/人・日)	
	事業系ごみ	1,999t/年	1,922t/年	達成 (-77t/年)	
リサイクル率 (再生利用率)		23.5%	26.7%	未達成 (-3.2ポイント)	
直接最終処分量割合		3.9%	3.8%	達成 (+0.1ポイント)	4.2%

※1 「長泉町一般廃棄物処理基本計画」（平成25年3月）

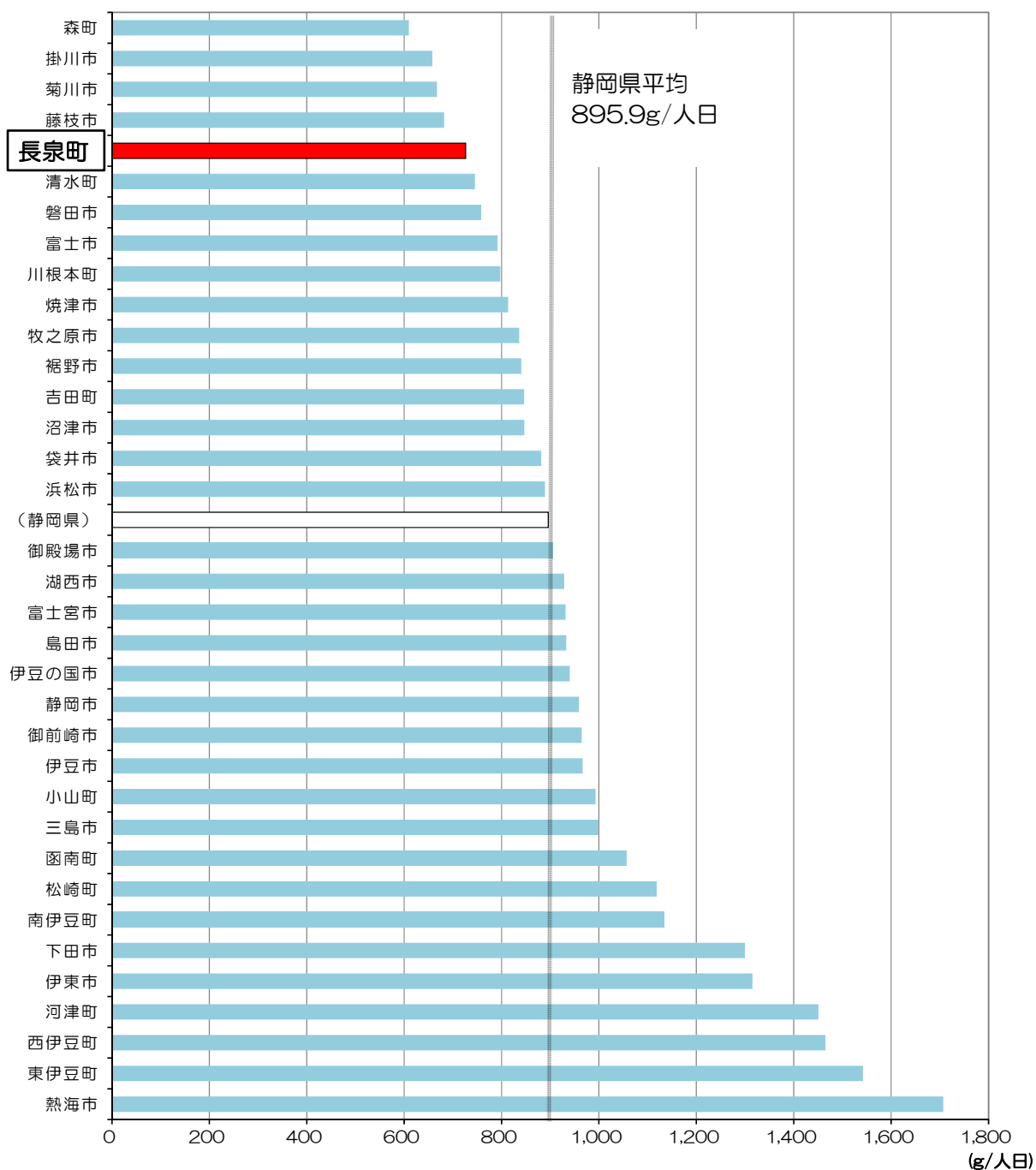
※2 「第3次静岡県循環型社会形成計画」（平成28年3月）

（３）県内のごみ一人一日平均排出量の比較

静岡県内のごみ一人一日平均排出量（平成 27 年度）は、図 19 に示すとおりである。

長泉町のごみ一人一日平均排出量（726.4 g/人日）は、静岡県平均より約 170 g/人日も低くなっている。

なお、長泉町は静岡県内 35 自治体中 5 番目に少なく、町の中では 2 番目となっている。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

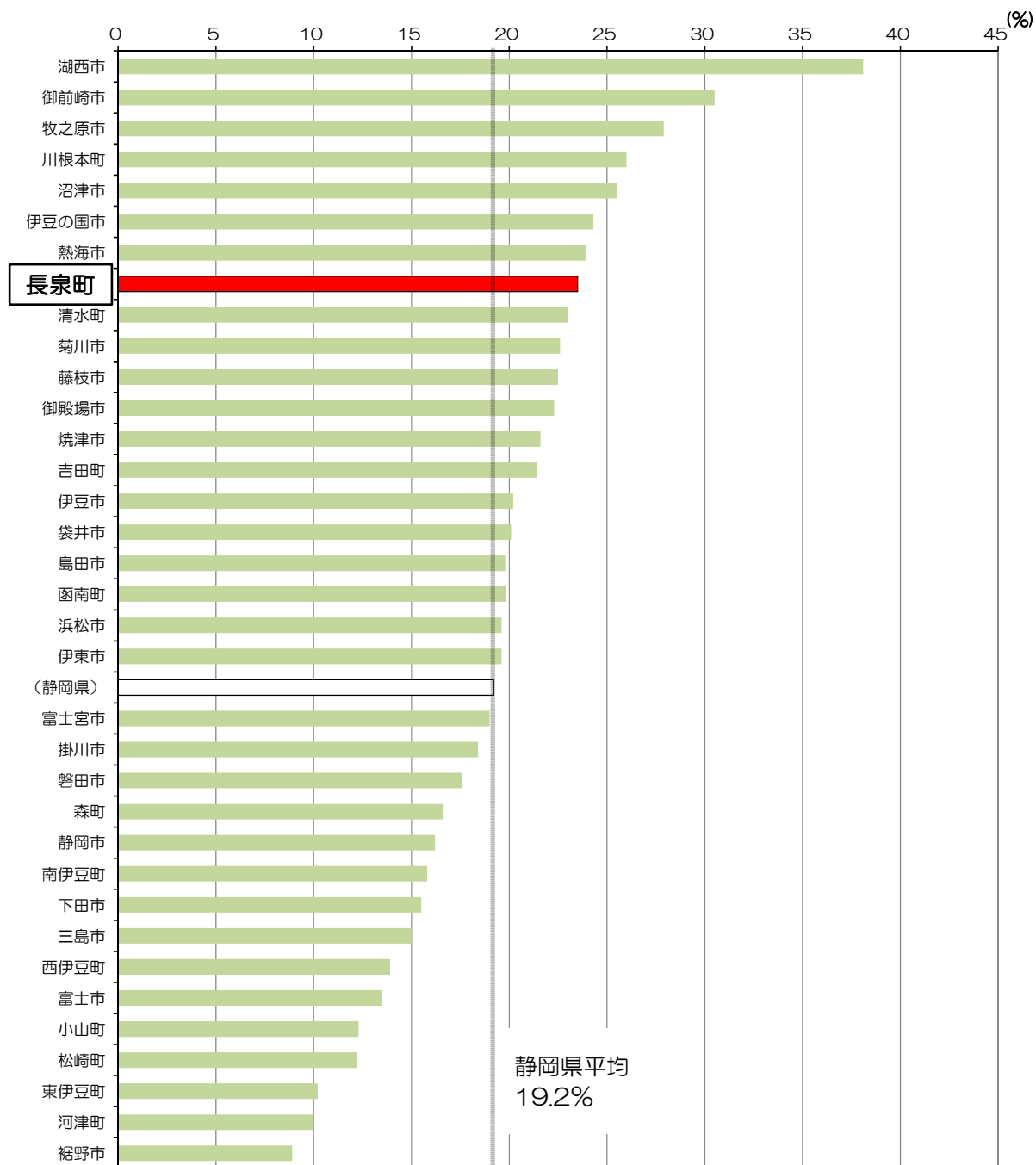
図 19 静岡県内のごみ一人一日平均排出量【平成 27 年度】

（４）県内のリサイクル率の比較

静岡県内のリサイクル率（平成 27 年度）は、図 20 に示すとおりである。

長泉町のリサイクル率（23.5％）は、静岡県平均より約 4 ポイントも低くなっている。

なお、長泉町は静岡県内 35 自治体中 8 番目のリサイクル率となっている。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 20 静岡県内のリサイクル率【平成 27 年度】

2. 前計画の施策の評価

前計画で掲げた施策の達成状況の評価（A：達成、B：目標への進捗が低い、C：目標達成が困難）を行い、今後の施策実施について検討を行う（継続、拡充、見直し、廃止）。

表 22 「ごみを少なくする」ための取り組み評価

施策名	実績	評価	今後の取り組み内容
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-1 ごみの減量につながる販売・購入・販売スタイルの普及	レジ袋削減に関する協定の締結は、平成28年3月31日現在、3事業所6店舗と結んでいる。	A（継続）	（p40）
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-2 生ごみの減量の推進	平成25年度から平成28年度までに合計84基に対して補助金を交付している。 循環型社会や3RをテーマとしたCMコンテストの「Re-Style CMコンテスト」に応募し、作品「だから、食べきり」が『「Re-Style CMコンテスト」地域作品賞』を受賞した。	A（継続）	（p40）
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-3 生活系直接搬入ごみの有料化の検討	ごみが減量しているため、特段、検討していない。	B（見直し）	（p41）
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-4 事業系ごみの減量の促進	施設に搬入する事業者に対して、個別に指導している。	A（継続）	（p41）
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-5 直接搬入ごみの減量の推進	紙ごみの削減の取り組みを継続している。	A（継続）	（p41）
【ごみの発生抑制（リデュース）】 1-6 ペーパー化の推進	庁内において、紙ごみの削減に取り組んでいる。また、大型シュレッダーを導入した。	A（継続）	（p41）
【ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】 1-7 再利用を促進するイベントの支援やしくみづくり	ホームページや広報紙などで啓発している。	A（継続）	（p42）
【ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】 1-8 集団回収や店頭回収の奨励	有価物については事業者が独自に回収を行っている。また、民間企業が積極的に設置しているため、従来のステーション回収を充実させる。	C（廃止）	（p42）
【ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】 1-9 廃食用油や剪定枝などの再資源化の推進	廃食用油の回収量は、平成28年度で年間18.7KLである。剪定枝のチップは、草押さえに利用している。	A（継続）	（p42）
【ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】 1-10 生ごみの堆肥化の推進	紹介はホームページや広報紙などで啓発し、回収・流通ルートは検討している。	A（継続）	（p42）
【ごみの再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）】 1-11 家電4品目・小型家電の回収・再資源化の実施	小型家電は業者に引渡し、資源化を推進している。	A（見直し）	（p42）
【ごみに関する普及啓発・調査研究】 1-12 学校教育との連携による意識啓発	地域清掃活動を通じた環境教育を実施している。要請に応じて、社会科見学を受け入れている。	A（継続）	（p43）
【ごみに関する普及啓発・調査研究】 1-13 町民・事業者への情報提供と意識啓発	出前講座を開催できる体制を整えて、要望がある場合には対応している。	A（継続）	（p43）
【ごみに関する普及啓発・調査研究】 1-14 イベントやキャンペーン・見学による意識啓発	イベント（ごみゼロ運動）を行っている。また、毎年、施設の見学会などを実施している。	A（継続）	（p43）
【ごみに関する普及啓発・調査研究】 1-15 ごみの減量・再資源化に向けた総合的な施策の検討	適宜、ごみ質調査などを行い、ごみの減量化や資源化を推進するための基礎情報を集めている。	A（継続）	（p43）

表 23 「ごみを運んで処理する」ための取り組み評価

施策名	実績	評価	今後の取り組み内容
【収集・運搬】 2-1 分別排出の周知徹底	「ごみの出し方便利帳」などを見やすくなるように、適宜見直している。	A（継続）	（p45）
【収集・運搬】 2-2 排出方法の改善	排出状況を勘案しながら検討している。	A（廃止）	（p45）
【収集・運搬】 2-3 拠点回収の促進	その他のごみでも拠点回収が可能かどうか研究している。	B（廃止）	（p45）
【収集・運搬】 2-4 ステーションの適正管理	適宜、意識啓発を行っている。	A（継続）	（p45）
【収集・運搬】 2-5 ごみ出しの困難な町民に対する支援	継続して実施している。	A（継続）	（p46）
【収集・運搬】 2-6 効率的な収集・運搬方法の検討	適宜、検討している。収集車両の運転手に対して安全運転を徹底するよう、指導している。	A（継続）	（p46）
【収集・運搬】 2-7 ごみ収集車両の低炭素化の推進	長泉町が所有する車輛（1号車：BDF燃料、3号車：ハイブリッド車）で行っている。	A（継続）	（p46）
【中間処理】 2-8 適正な再資源化ルートを選定	検討している。	A（見直し）	（p46）
【中間処理】 2-9 計量の充実	発生箇所ごと個別には計量できないが、まとめて計量している。	A（廃止）	（p46）
【中間処理】 2-10 焼却場の適正な維持管理	焼却場について、適切な維持管理は行っている。	A（見直し）	（p46）
【中間処理】 2-11 広域的な取り組みの推進	緊急時の相互援助に関しては、随時協議している。 平成29年3月に「長泉町災害廃棄物処理計画」を策定し、災害発生時にはこの計画に基づき実施する。	A（継続）	（p47）
【最終処分】 2-12 一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理	PFI事業者に対し適切な監理を行っている。	A（継続）	（p47）
【最終処分】 2-13 一般廃棄物最終処分場の延命化	埋め立てごみの発生抑制について、ホームページや広報紙などで啓発している。	A（継続）	（p47）
【最終処分】 2-14 不適物の混入防止	危険物の排出方法について、ホームページや広報紙などで啓発している。	A（継続）	（p47）
【最終処分】 2-15 産業廃棄物の持ち込み禁止についての周知	適宜、指導を行っている。	A（継続）	（p47）

表 24 「落ちているごみをなくす」ための取り組み評価

施策名	実績	評価	今後の取り組み内容
【ごみのポイ捨て】 3-1 ポイ捨てごみ対策の推進	ホームページや広報紙などで周知徹底を図っている。町内一斉ごみゼロ運動を実施している。	A（継続）	（p49）
【不法投棄】 3-2 不法投棄対策の推進	警察との連携を図っている。ホームページや広報紙などで周知徹底を図っている。移動式カメラを要望により適宜設置している。	A（継続）	（p49）

3. ごみ処理の課題

(1) ごみの排出量・リサイクル率

項目	内容
ごみ排出量	ごみ排出量は平成23年度以降、減少傾向にある。これは経済不況による消費の低迷以外にも、長泉町で推進してきたごみ減量や再資源化の取り組みを通じた、町民や事業者の意識の高まりによる効果も大きいと考えられる。今後も更なる減量化のため、町民・事業者・町が一体となって施策に努める必要がある。
リサイクル率	リサイクル率は概ね23%程度となっているので、リサイクル率を向上させるためには、新たな再資源化施策の検討が必要である。

(2) ごみの発生抑制（リデュース）

項目	内容
販売・購入	レジ袋の削減、マイバッグ運動、グリーン購入の推進などにより、ごみの減量につながる販売・購入スタイルを普及させる必要がある。
生ごみ	可燃ごみに占める割合の多い生ごみについて、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機への助成、水切りの徹底、生ごみが発生しないような食のスタイルの普及（食品ロス）を図り、生ごみの減量を図る必要がある。
生活系直接搬入ごみの有料化	大量の生活系ごみを直接、焼却場に持ち込むケースが多く、ごみ処理経費の削減やごみ排出の公平性の観点から、生活系直接搬入ごみの有料化を検討する必要がある。
事業系ごみ	事業系ごみは基本的に自らの責任で減量化や処理が義務付けられていることから、事業系ごみの減量につながる取り組みを推進していく必要がある。
直接搬入ごみ	直接搬入されるごみには、紙ごみや生ごみの排出が多く見られることから、再資源化の指導や受け入れ制限などを含め、直接搬入ごみの減量を図っていく必要がある。

(3) ごみの再生利用（リユース）・再資源化（リサイクル）

項目	内容
再利用のイベント・しくみ	ものの再利用を促進するため、フリーマーケットやバザーなどのイベント開催支援、不用品活用バンクなどの活用を図っていく必要がある。
廃食用油・剪定枝	廃食用油は、排水への汚濁負荷量の低減やバイオディーゼル燃料としての活用を図っていく必要がある。また、現在実施している剪定枝のチップ化については、今後も拡大していく必要がある。
生ごみ堆肥化	できた堆肥の使い道がないなどの理由があり、使い道の紹介や流通ルートの検討などを行う必要がある。
家電4品目・小型家電	平成13年4月から施行された「家電リサイクル法」により、家電4品目は、製造業者及び販売業者による引き取り及びリサイクルが義務化されたが、依然としてステーションへの排出や不法投棄が多く見られる。 また、小型家電リサイクル法が平成25年4月から施行されることから、同法に基づいた小型家電の回収・再資源化のしくみを整備していく必要がある。

(4) ごみに関する普及啓発・調査研究

項目	内容
学校教育	小さい頃からの環境教育が重要であることから、小中学校におけるごみに関する学習や体験、見学などを推進することにより、子どもから家庭・地域への普及啓発を図っていく必要がある。
情報提供	ごみを少なくするためには、町民・事業者の取り組みが重要であることから、情報提供や意識啓発を強化していく必要がある。また、転入者や外国人への普及・啓発も強化していく必要がある。
イベントやキャンペーン・見学	イベント実施時の3RのPRやごみイベントの開催、廃棄物処理施設の見学、ごみに関するキャンペーンの開催など、あらゆる機会を通じた意識啓発を図っていく必要がある。
総合的な施策検討	廃棄物減量等推進審議会の運営や廃棄物データの収集・蓄積を継続的に行っていくことで、ごみに関する総合的な施策の検討を行っていくことが必要である。

(5) 収集・運搬

項目	内容
分別排出	分別の徹底を図るため、ごみ分別の情報提供を行うとともに、不適正排出のみについては周知や指導を図る必要がある。
ステーション	ステーションの汚れは美観を損ねるだけでなく、生活環境の悪化や安全性にも関わるため、自治会との連携による管理や意識啓発により、きれいな状態に保つことが必要である。
ごみ出し困難者	長泉町でも緩やかに高齢化が進んでいることから、ごみを出すのが困難な高齢者や障がい者への支援の継続が必要である。
収集・運搬方法	町民の安全と収集・運搬効率の確保に配慮し、収集・運搬業務の最適化を図っていく必要がある。

(6) 中間処理

項目	内容
再資源化ルート	再資源化に当たっては、有償、無償、逆有償を含め、適切な再資源化ルートを選択する必要がある。
焼却場	焼却場の運転費用の増加や、職員の定年退職などが予定されているため、焼却炉の運転全部委託を含めた検討が必要である。また、焼却場も老朽化しているため、施設の点検や補修など適切な維持管理を図っていく必要がある。
広域的取り組み	長泉町独自のごみ処理体制づくりを進めるとともに、緊急時や災害時の連携・協力体制については、周辺市町と協議する必要がある。

(7) 最終処分

項目	内容
一般廃棄物最終処分場（維持管理）	PFI一般廃棄物最終処分場での管理についてモニタリングする必要がある。
一般廃棄物最終処分場（延命化）	新たな一般廃棄物最終処分場の整備には費用や、建設用地の確保が難しくなっていることから、PFI一般廃棄物最終処分場の延命化を図る必要がある。
不適物混入	PFI一般廃棄物最終処分場へ搬入されるごみの中には、分別の不徹底による危険物などの混入が見られることから、排出方法などの指導や啓発が必要である。
産業廃棄物	産業廃棄物の処理は事業者の義務であることから、PFI一般廃棄物最終処分場への産業廃棄物の持ち込み禁止について指導や啓発が必要である。

(8) ごみのポイ捨て

項目	内容
ごみのポイ捨て	町民や事業者の環境美化活動への参加促進や、ごみを捨てない人づくりを継続的に行っていく必要がある。

(9) 不法投棄

項目	内容
不法投棄	山間部を中心に不法投棄が後を絶たないため、監視の強化や意識啓発を図り、できる限り不法投棄を未然に防ぐことが必要である。

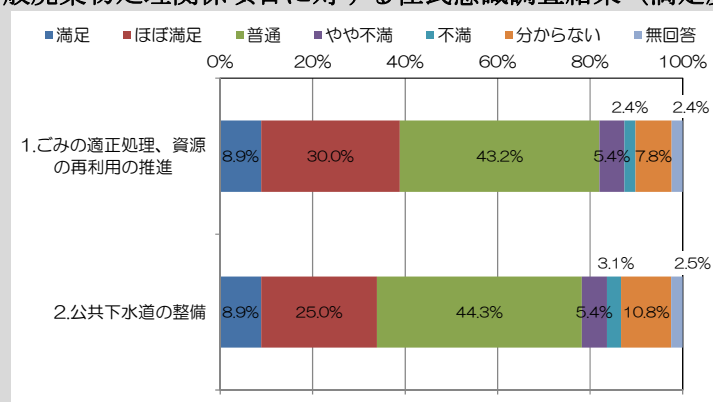
4. 住民からの意見

平成 29 年度に行われた「長泉町住民意識調査」によると、廃棄物やリサイクルについて以下のような意見が寄せられている。

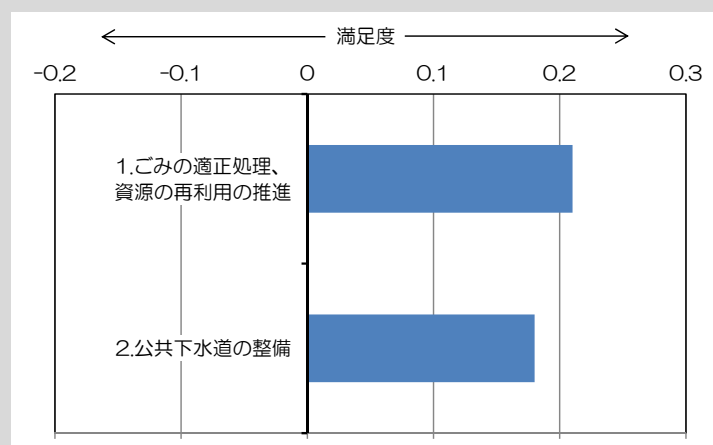
プラスチックごみも一緒に燃やしてほしい、ごみの分別を楽にしてほしい、20L のごみ袋がほしい、可燃ごみ頻度を週 3 回にしてほしい、集積所のカラス対策を図ってほしいなどの要望が寄せられている。これらの意見を踏まえ、町民によるごみ減量や再資源化がより促進されるような施策の検討が必要である。

ごみ収集に対する住民意識調査

「一般廃棄物処理関係項目に対する住民意識調査結果（満足度）」



満足度回答比率（平成 29 年度）



満足度指数（平成 29 年度）

注）満足度指数：「満足」＝2 点、「ほぼ満足」＝1 点、「やや不満」＝-1 点、「不満」＝-2 点とし、回答人数に掛け、回答総数（無回答数を除く）で除した値。値が高いほど満足度が大きい。

資料：平成 29 年度 長泉町住民意識調査報告書

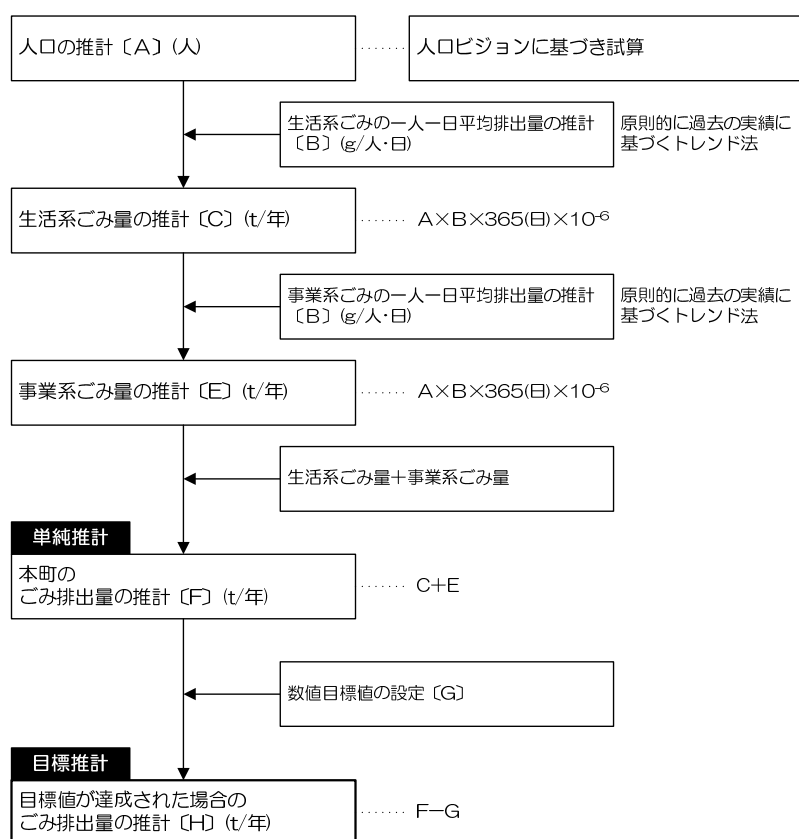
第3章 ごみの将来推計

1. ごみの排出量の将来推計方法

過去の実績をもとに将来のごみ排出量などを算定する。ここで示す数値は、現行の発生抑制や再資源化施策及び処理・処分方法を続けた場合に想定される量である。図 21 に、ごみ排出量等の将来推計方法を示す。まず、ごみ排出量は生活系ごみと事業系ごみに分けて算定した。

生活系ごみの排出量は、人口の増減に影響がない町民一人一日当たりの排出量である生活系ごみ排出量原単位をもとに推計した。また、生活系ごみ排出量原単位は、過年度の排出量実績の趨勢（トレンド）をもとに推計した。ごみ区分ごとの量は生活系ごみ全体に占めるごみ区分ごとの割合を過年度の結果から算定し、その割合を各年度の生活系ごみの将来推計量に乗じることで算定した。

事業系ごみは、過去の排出量実績の趨勢（トレンド）等をもとに推計する。また、可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は、排出量に占めるそれぞれの割合を過年度の結果から算定し、その割合を各年度の事業系ごみの将来推計量に乗じることで算定した。



「趨勢（トレンド）」とは

目標年度まで、新たな対策を行わず、現状を維持する場合のことをいう。

2. 人口予測及び生活系ごみ排出量原単位の推計

長泉町における人口予測は、「長泉町人口ビジョン」（平成 27 年 12 月）に示す長泉町が目指す人口に基づき試算した。その予測値は、図 22 に示すとおりである。

将来人口は、平成 29 年度以降、減少傾向を示している。

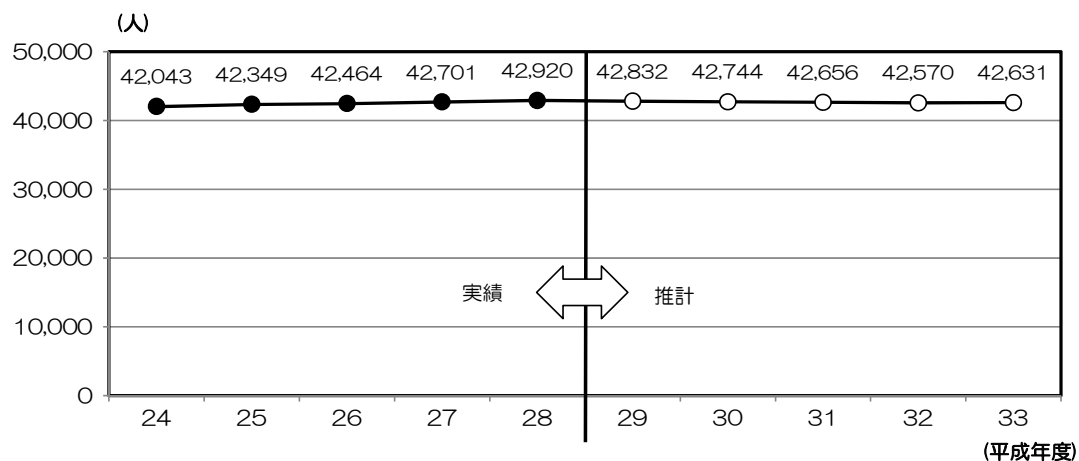


図 22 長泉町における人口の予測

3. ごみ排出量の推計

人口予測及び生活系ごみ原単位推計値から算定した生活系ごみ排出量の将来推計値と、事業系ごみの将来推計結果の合計による平成 33 年度までのごみ排出量推計結果を図 23 に示す。

生活系ごみ・事業系ごみともに概ね横ばい傾向であり、平成 33 年度におけるごみ排出量は約 10,600t と予測される。

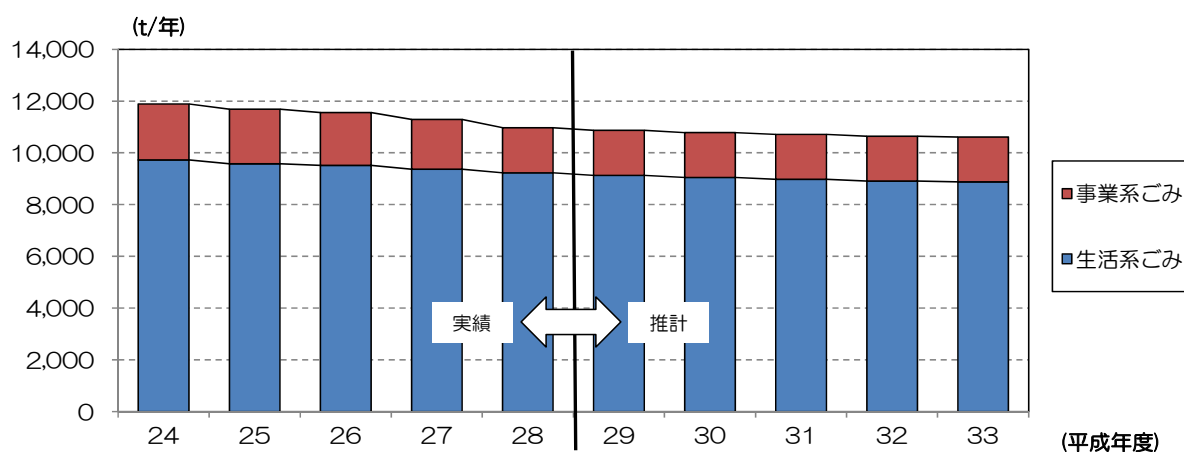


図 23 長泉町におけるごみ排出量の推移

第4章 ごみ処理計画

1. 基本理念・基本方針

近年、我が国は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の浪費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっている。

また、循環型社会形成推進基本法では、廃棄物の取り扱いに、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理の優先順位があることを明示するとともに、循環型社会の形成に取り組んでいく上で、事業者・国民の「排出者責任」、生産者の「拡大生産者責任（自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う）」を果たすことを求めている。

次の世代に良好な環境を引き継いでいくため、可能な限りごみの発生を抑制し、再使用や資源として再生利用を行い、それでも残ってしまったごみは適正処理を行う「循環型社会の形成」が必要となっている。

長泉町では、循環型社会の構築のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに基づき、町民・事業者・行政が一体となって廃棄物の減量や再資源化、適正処理を実践してきた。

その結果、前計画より、一人一日当たりのごみ排出量原単位（生活系ごみの原単位、事業系ごみの原単位を含む）は、さらに少なくなり、さらに静岡県や全国より低い値を示すなど、ごみ排出量の発生抑制（リデュース）については一定の成果がみられた。

しかし、ごみの処分状況を見ると、依然とリサイクル率、最終処分量は横ばいで推移しており、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を含む3Rの推進が必要であると考えられる。

したがって、本計画の上位計画である「長泉町環境基本計画」の「行動方針」と整合を図りつつ、町民・事業者・行政が一体となって循環型社会を形成するために図24に示す3つの基本方針を定める。

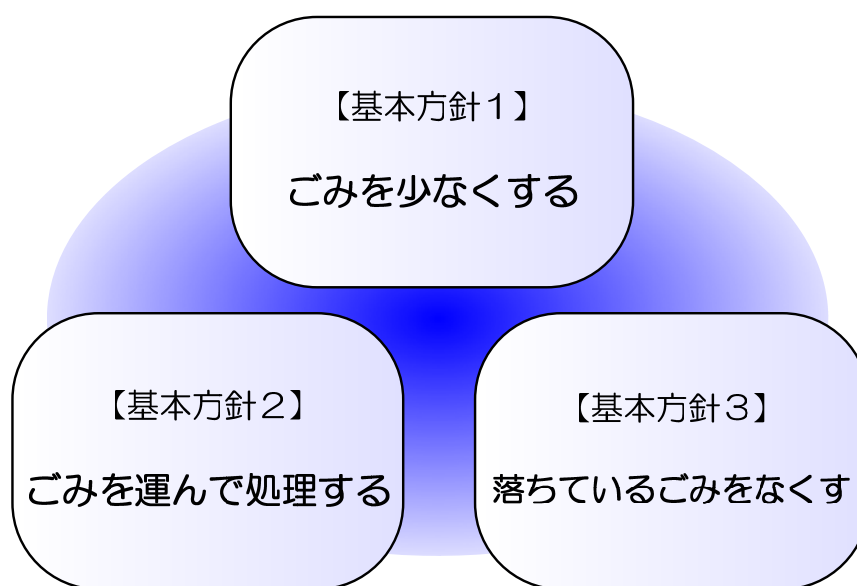


図24 ごみ処理における3つの基本方針

2. ごみの減量・再資源化の目標

(1) 県及び国の目標

国においては、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月変更）を定めている。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うこととし、廃棄物の減量化の目標値を定めている（表25）。

また、静岡県では、平成28年3月に『第3次静岡県循環型社会形成計画』を策定しており、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められている（表26）。

表 25 国の数値目標

項 目	目 標
ご み 排 出 量	平成24年度に対し、平成32年度において約12%削減
再 生 利 用 率	平成24年度の21%に対し、平成32年度において約27%に増加
最 終 処 分 量	平成24年度に対し、平成32年度において約14%削減
家庭系ごみ一人一日あたりの排出量	平成32年度において、500g/人日

表 26 静岡県の数値目標

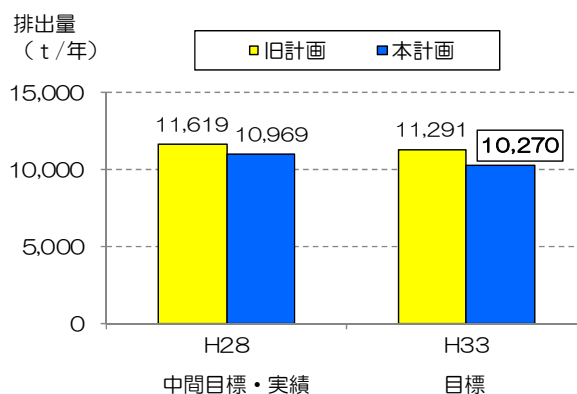
項 目	目 標
1人1日当たりの排出量（外国人含む）	平成25年度の917g/人日に対し、平成32年度には815g/人日（約10%削減）とする。
最 終 処 分 率	平成25年度の6.3%に対し、平成32年度には4.2%（2.1ポイント削減）とする。

（２）数値目標

ごみ排出量、生活系ごみ排出量原単位、事業系ごみ排出量、リサイクル率、直接埋め立て量について、現状のまま推移した場合（現状趨勢）はごみ排出量の増加やリサイクル率の停滞が予測されるため、以下のような目標を設定して取り組みの推進を図る。

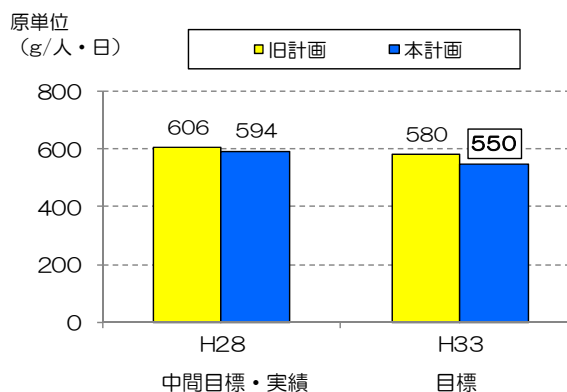
【目標１】 ごみ排出量

旧目標値の達成見込み		平成28年度の実績は、旧中間目標及び旧目標を達成している。
新目標（H28→H33）	4%削減する	
H23（実績値）	11,946 t /年	
H28（旧中間目標）	11,619 t /年	
H28（実績値）	10,969 t /年	
H33（旧目標値）	11,291 t /年	
H33（新目標値）	10,270 t /年	



【目標２】 生活系ごみ排出量

旧目標値の達成見込み		平成28年度の実績は、旧中間目標を達成している。
新目標（H28→H33）	約7%削減する	
H23（実績値）	646 g /人・日	
H28（旧中間目標）	606 g /人・日	
H28（実績値）	594 g /人・日	
H33（旧目標値）	580 g /人・日	
H33（新目標値）	550 g /人・日	



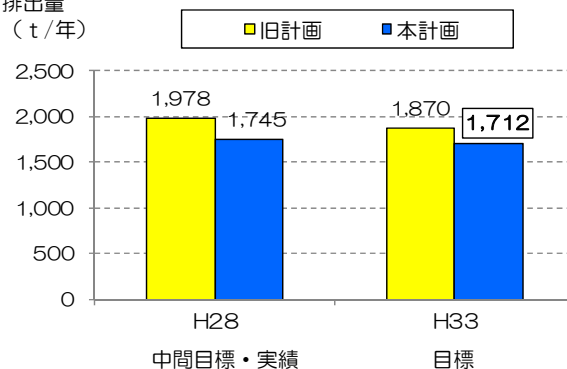
【目標3】 事業系ごみ排出量

旧目標値の達成見込み

平成28年度の実績は、旧中間目標及び旧目標を達成している。

新目標（H28→H33）	概ね横ばい
H23（実績値）	2,083 t / 年
H28（旧中間目標）	1,978 t / 年
H28（実績値）	1,745 t / 年
H33（旧目標値）	1,870 t / 年
H33（新目標値）	1,712 t / 年

排出量
（t / 年）



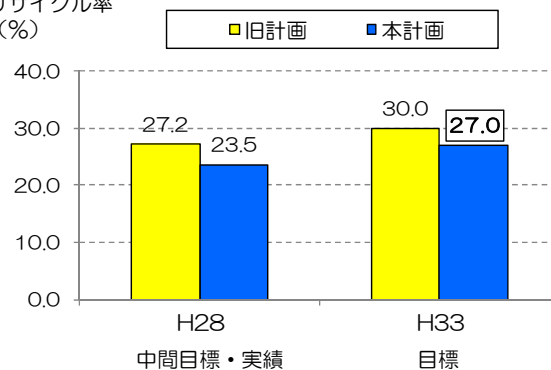
【目標4】 リサイクル率

旧目標値の達成見込み

平成28年度の実績は、旧中間目標及び旧目標とも達成していない状況にある。

新目標（H28→H33）	27%にする
H23（実績値）	24.5%
H28（旧中間目標）	27.2%
H28（実績値）	23.5%
H33（旧目標値）	30.0%
H33（新目標値）	27.0%

リサイクル率
（%）



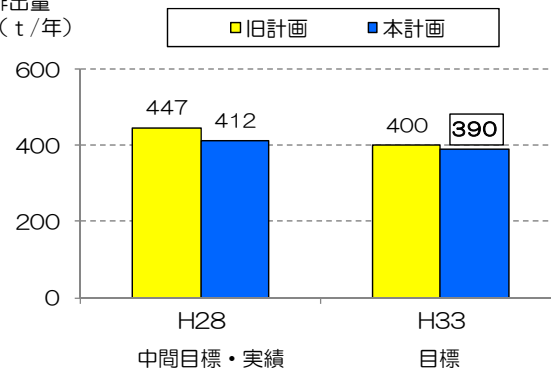
【目標5】 直接埋め立て量

旧目標値の達成見込み

平成28年度の実績は、旧中間目標及び旧目標を概ね達成している。

新目標（H28→H33）	約5%削減する
H23（実績値）	510 t / 年
H28（旧中間目標）	447 t / 年
H28（実績値）	412 t / 年
H33（旧目標値）	400 t / 年
H33（新目標値）	390 t / 年

排出量
（t / 年）



3. 取り組み内容

(1) 基本方針1「ごみを少なくする」ための取り組み

ごみの発生抑制、再使用、再生利用の3Rを通じ、できる限りごみを少なくすることが重要であることから、3Rに関する施策を総合的に推進する。

また、ごみは日常生活や事業活動に密着した課題であり、町民一人ひとりの意識に関わる問題である。町民・事業者がごみ問題全体について関心を持ち、実際の行動に結びつけていくための啓発を行う。

①町の施策

【1-1 ごみの減量につながる販売・購入スタイルの普及】

項目	内容
課題	・長泉町では平成20年11月から大型店を対象にレジ袋削減に関する協定を締結し、平成29年3月現在、協定を締結しているのは3事業所6店舗となっている。今後も協定の締結店舗やマイバッグ運動を拡大していく必要がある。 ・環境に配慮した製品やサービスを優先的に選ぶグリーン購入を普及させるとともに、ごみの減量や再資源化などに積極的に取り組んでいる販売店を消費者や事業者に広く周知する必要がある。
施策	○商店街や大型店舗とともに協力し、レジ袋の削減に関する協定の締結とマイバッグの持参を推進する。また、マイバッグに縁のない世代に対しても可能性を検討する。 ○簡易包装や裸売り等の検討や、販売時に袋、箸やスプーンなど商品以外のものを極力付さないよう販売店に求める。 ○必要なものを必要な量だけ購入し、補修・修理をすることでものを長く使用するよう広く呼びかける。 ○使い捨て商品の使用自粛、エコマーク等の表示がある製品や詰め替え製品の購入（グリーン購入）を広く呼びかける。 ○県が登録を進めている「ふじのくにエコショップ宣言制度」を利用し、環境負荷の少ない製品の販売や、ごみ減量・再資源化などに積極的に取り組んでいる販売店等を、消費者や事業者に対し広く周知する。

【1-2 生ごみの減量の推進】

項目	内容
課題	・生ごみの可燃ごみに占める割合は約50%（平成28年度）と高く、生ごみに含まれる水分が燃焼効率を下げるなど、生ごみの削減が課題となっている。 ・生ごみ堆肥化容器は、庭や畑など敷地が確保できない世帯では設置が難しく、生ごみ処理機は高額で耐久性などの課題がある。町では生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入補助を行っているが、近年では申請件数が減少しているため、制度のPRなどによる定着化を図る必要がある。
施策	○生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機に対する購入補助制度を広く周知し、制度の定着化を図る。 ○EMぼかし（EM発酵資材）を使って生ごみの減量を推進している団体などの活動を紹介し、取り組みの推進を支援する。 ○生ごみの水切りを呼び掛け、減量化を推進する。 ○食品の過剰な購入、調理工程での可食部分の廃棄、食べ残しなどを見直すよう広く呼びかける。

【1-3 生活系直接搬入ごみの有料化の検討】

項目	内容
課題	・国が平成 28 年 1 月に改定した「廃棄物処理基本方針」では、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」という記載がある。 ・長泉町では、公平性などの観点から生活系直接搬入ごみを有料化するかどうかの検討が必要である。
施策	○ごみの発生抑制や減量化、ごみの排出にかかる公平性の確保、ごみ処理経費の負担軽減を図るため、生活系直接搬入ごみの有料化について検討する。

【1-4 事業系ごみの減量の促進】

項目	内容
課題	・「廃棄物処理法」では、事業者は事業活動で発生する廃棄物を再生利用等により量化すること、自らの責任で適正に処理することが規定されている。 ・事業系ごみは全体としては減少傾向が見られるものの、ほぼ横ばいで推移しており（図 2-4）、事業系ごみの減量化を一層進めていく必要がある。
施策	○事業活動に伴って発生するごみは、基本的に事業者自らの責任において適正なリサイクル及び処理をするように指導する。 ○率先してごみ減量化を行っている事業者の認定制度づくりを行う。 ○「廃棄物処理法」に基づく多量排出事業者について、排出量基準の改定を検討するとともに減量化計画等を作成させるなどの指導を行う。 ○事業系ごみの発生抑制・再資源化などによる減量化を呼びかけ、実施方法について紹介する。 ○事業系ごみに混入する木くずを分別し、木屑処理機を利用して再資源化を図る。 ○食品リサイクル法に基づき、町は事業者の食品廃棄物の発生抑制と再資源化を推進する。 ○条例に基づき、事業系ごみの適正な排出を推進する。 ○許可業者が搬入するごみについて、ごみ質調査を継続実施し、許可業者⇒事業者への分別の徹底を図る。

【1-5 直接搬入ごみの減量の推進】

項目	内容
課題	・ここ数年、直接搬入量は減少してきてはいるが、搬入されるごみには紙ごみや生ごみの排出が多く見られる。現在、直接搬入ごみは展開検査を行っているが、直接搬入ごみの削減のため、再資源化の指導が必要である。
施策	○直接搬入ごみの展開検査の精度を高め、発生抑制や再資源化の指導を行う。 ○紙ごみなど、再資源化が可能な品目については、受け入れ時のシュレッダー処理を行う。

【1-6 ペーパーレス化の推進】

項目	内容
課題	・パソコンの普及やインターネットのブロードバンド化、データ保存メディアの低価格化などにより、サーバや光磁気ディスク、フラッシュメモリなど、紙媒体以外に手軽にデータを保存できる仕組みが整ってきた。これらを活用し、紙ごみを削減するペーパーレス化を推進する必要がある。
施策	○庁内の文書や長泉町が配付する各種資料は、電子媒体を活用することにより、紙への印刷やコピーを極力減らし、紙ごみの削減を推進する。 ○庁内でやむを得ず発生する文書は、シュレッダー処理してリサイクルするようにする。

【1-7 再利用を促進するイベントの支援やしきづくり】

項目	内容
課題	・ごみとして排出されるものの中には、まだ使えるものも多く含まれている。不用になったものを再利用できるフリーマーケットやバザーの開催、不用品活用バンクの利用促進を図る必要がある。
施策	○フリーマーケット・バザー開催の支援や開催情報の提供などを行い、まだ使用できる製品の再利用を促進する。 ○生活用品で不用になったものや必要なものについて紹介する不用品活用バンクの利用促進を図り、資源の有効な活用を図る。

【1-8 集団回収や店頭回収の奨励】・・・（廃止）

【1-9 廃食用油や剪定枝などの再資源化の推進】

項目	内容
課題	・町では、焼却場において廃食用油の回収を行っているが、今後は廃食用油の回収ルートの拡大や再資源化について検討していく必要がある。 ・長泉町では剪定枝のチップ化による再資源化を行っているが、今後も引き続き再資源化を図っていく必要がある。
施策	○焼却場で廃食用油の回収を行う。 ○廃食用油の回収方法について研究する。 ○剪定枝のチップ化を行い、森林などの草押さえなど再利用を図る。

【1-10 生ごみの堆肥化の推進】

項目	内容
課題	・生ごみを堆肥化する場所が確保できない、生ごみから作った堆肥の使い道がないなどの課題から、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の普及が進んでいない。生ごみの堆肥化が進むようしくみや広報について、検討する必要がある。
施策	○広報などを活用した堆肥の活用方法の紹介や、堆肥の回収・流通ルートの検討などを行う。

【1-11 家電4品目・小型家電の回収・再資源化の実施】

項目	内容
課題	・家電4品目は、製造業者及び販売業者による引き取り及び再資源化が義務化されているが、依然としてステーションへの排出や、不法投棄が多く見られる。 ・平成25年4月に施行予定の「小型家電リサイクル法」によると、市町村は、使用済み小型家電の分別収集と、再資源化を行う認定業者等への引き渡しに努める責務がある。現在、回収した小型家電は資源物としてリサイクル業者へ引き渡しているが、今後は法律に基づき、小型家電の回収及び再資源化を進めていく必要がある。
施策	○家電製品の適正な処理をPRする。 ○回収した小型家電は、レアメタルなどの有効活用を図ることのできる処理業者へ引き渡し、再資源化に努める。 ○小型家電の回収品目が増加傾向にあるため、適切に広報する。

【1-12 学校教育との連携による意識啓発】

項目	内容
課題	・小中学校などでは、各種体験や施設見学などを通じ、ごみの減量や再資源化をテーマとした環境教育を実施する必要がある。また、子どもへのごみ教育によって、家庭や地域へ意識啓発が行き渡ることが期待される。
施策	○アルミ缶回収や地域清掃活動のような実体験を通じた環境教育を目指す。 ○子どもを通じた親へのごみ処理教育を行う。 ○焼却場等への社会科見学を引き続き受け入れる。 ○小・中学校の生徒が、ごみ問題や環境に配慮した生活のあり方を学べるように、焼却場職員による出前講座等の実施内容について検討する。

【1-13 町民・事業者への情報提供と意識啓発】

項目	内容
課題	・ごみを少なくするためには、町民及び事業者一人ひとりの取り組みが重要であり、ごみの減量・再資源化のための情報提供と意識啓発を強化する必要がある。 ・転入者や外国人などに対して、適切な普及・啓発の方法について検討する必要がある。
施策	○町民がごみ減量について理解し、実際に行動を起こしたいと思える広報を検討する。 ○自治会、町内で活動しているグループや団体等に対して出前講座を実施する。 ○生涯学習関係の講座で 3R に関する講座を開く。 ○3R について学習する展示コーナー等、環境学習の場が提供できるか検討する。 ○回覧板を活用し、ごみ減量などについて啓発する。 ○転入者、単身集合住宅住居者、外国人に対する 3R やごみの適正な分別等について適切な普及・啓発の方法（転入手続き時に説明を行うなど）を検討する。 ○携帯のアプリを導入する。

【1-14 イベントやキャンペーン・見学による意識啓発】

項目	内容
課題	・各種イベント実施時で 3R の PR、ごみイベントの実施、廃棄物処理施設の見学、キャンペーンの開催などあらゆる手段により、ごみの減量や再資源化について意識啓発していくことが必要である。
施策	○各種イベントでリユースカップやリユース食器などの容器を用いて、3R などの PR を行う。 ○町内の催事への出展を計画する。 ○焼却場や一般廃棄物最終処分場の見学の受け付けや、見学会の開催を行い、ごみ処理の状況について啓発する。 ○3R 推進月間の 10 月や環境月間の 6 月に、ごみ減量・再資源化についてのキャンペーンを実施する。 ○環境省のマイボトル・マイカップキャンペーンなどを紹介し、マイボトルやマイカップの利用を促進する。

【1-15 ごみの減量・再資源化に向けた総合的な施策の検討】

項目	内容
課題	・長泉町では、「長泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の第 9 条の規定に基づき、廃棄物減量等推進審議会を設置している。今後も同審議会を運営し、廃棄物の発生抑制・再資源化を進めるための総合的な取り組みの検討などを行っていく必要がある。 ・今後の施策や事業の検討をしていく上で重要な廃棄物のデータの収集・蓄積が必要である。
施策	○「長泉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の第 9 条に基づき、町民や事業者等で形成される「廃棄物減量等推進審議会」を運営し、町民・事業者との連携がとれた実現性の高い施策の検討を行う。 ○廃棄物に関する各種データを的確に収集・蓄積し、計画や事業の推進に役立てる。

②町民に期待する取り組み

- マイバックの持参によるレジ袋の削減に協力する。
- 必要なものを必要な量だけ購入する。
- 使い捨て商品は購入を自粛し、エコマーク表示のある商品や詰め替え商品を選ぶ。
- 「ふじのくにエコショップ宣言制度」に登録されている販売店を積極的に利用する。
- 生ごみの水切りや堆肥化によりごみを減量する。
- フリーマーケットや不用品活用バンクを活用する。
- 廃食用油の回収に協力する。
- 剪定枝のチップ化に協力し、チップを有効利用する。
- 家電4品目を適正に排出する。
- 小型家電のリサイクルに協力する。
- ごみの減量やリサイクルに関する知識を習得する。
- ごみゼロ運動に参加する。
- ごみに関する出前講座を積極的に活用する。
- マイボトルやマイカップを持参する。
- 使用済みの機器や道具などのリユース・リサイクルに協力する。
- フードバンクを利用する。

③事業者に期待する取り組み

- マイバッグ運動に協賛して、レジ袋を削減する。
- 簡易包装や裸売りなどの徹底、箸やスプーンなど商品以外の付属物を必要最低限にして容器包装を減らす。
- 使い捨て商品の販売を控え、エコマーク表示のある商品や詰め替え商品に重点を置く。
- 「ふじのくにエコショップ宣言制度」に参加する。
- 食品廃棄物の発生抑制と再資源化に努める。
- 率先してごみ減量を行っている事業者の認定制度へ参加する。
- 事業系ごみの不適正排出をしないようにする。
- 「廃棄物処理法」の多量排出事業者は、減量化計画を作成する。
- 木くずの分別及び木屑処理機による再資源化に協力する。
- 資源の店頭回収に協力する。
- 生ごみの水切りや堆肥化によりごみを減量する。
- 廃食用油の回収に協力する。
- ごみゼロ運動に参加する。
- フードバンクを利用する。

（２）基本方針２「ごみを運んで処理する」ための取り組み

ごみの収集・運搬は地域に密着したものであることから、町民・事業者の理解と協力のもと効率的な収集を行うことのできる体制を構築し、住民サービスの向上を図る。

また、ごみの発生抑制に努めるが、それでも排出されるごみについては、ごみの性状に応じた適切な中間処理によって再資源化を図る。

再資源化が困難なものや焼却残さなどについては、減容化・安定化を図り、一般廃棄物最終処分場に埋め立て処分する。しかし、埋め立て容量には限りがあることから、発生抑制及び再資源化により一般廃棄物最終処分場の延命化に努めるものとする。また、周辺環境に配慮した中で、長期的に安定した最終処分を行うため、施設の適正な管理・運営をしていく。

①町の施策

【２－１ 分別排出の周知徹底（収集・運搬）】

項目	内容
課題	・平成 14 年度に分別変更が行われ、現在は 12 種 21 分別で収集が行われているが、ルール通りの分別排出が行われないことがある。不適正な排出は、ごみの再資源化や減量化を妨げるだけでなく、収集者の怪我などにも繋がることから、分別排出の徹底をさらに図る必要がある。
施策	○「ごみの出し便利帳」、「ごみカレンダー」の他、アプリについて、分別方法や収集日、減量方法、ごみ出しルールの設定理由など、内容がさらにわかりやすくなるよう工夫する。 ○決められた時間・場所に決められた品目を排出できるよう周知徹底を図る。 ○画鋸やカミソリなど危険物の排出方法を指導する。 ○ガスボンベやライターなど決められた方法で排出されていないものは、適正な排出方法で排出されるよう情報提供する。 ○長泉町で収集・運搬していないごみの情報について周知し、町民が販売店や専門業者へ持ち込むまたは販売店や専門業者に回収してもらうよう引き続き呼びかける。 ○不適正排出のごみ袋にはレッドカードやグリーンカードを貼り、不適正排出を行っていることを周知する。

【２－２ 排出方法の改善（収集・運搬）】・・・（廃止）

【２－３ 拠点回収の促進（収集・運搬）】・・・（廃止）

【２－４ ステーションの適正管理（収集・運搬）】

項目	内容
課題	・ステーションが汚れていると、美観が損なわれるだけではなく、周辺の生活環境の悪化や通行者などの安全性にも関わることから、管理や意識啓発を徹底し、きれいな状態に保つ必要がある。
施策	○ステーションは清潔で安全な管理ができるよう、各自治会との協力による管理体制を強化し、町民に対して美観や衛生などの保全に向けた意識啓発を行う。 ○ごみステーションの位置や管理者に関する情報をまとめる必要がある。

【2-5 ごみ出しの困難な町民に対する支援（収集・運搬）】

項目	内容
課題	・長泉町でも住民の高齢化が緩やかに進んでいることから、今後は自力でごみを出すことが困難な高齢者の増加が予想される。町では現在、戸別訪問による粗大ごみ収集「にこにこ収集」を実施しているが、今後も継続していく必要がある。
施策	○自力でごみ出しが困難な高齢者や障がい者などを支援するため、個別訪問によるごみの収集「にこにこ収集」を今後も継続し、利用促進のための周知を図る。

【2-6 効率的な収集・運搬方法の検討（収集・運搬）】

項目	内容
課題	・近年、集合住宅の増加や住民からの要望に応えるためにステーション数を増やしている。狭い道も多いため、現在の4t車から2t車にした方が効率的な反面、収集量が下がってしまう問題がある。これらを踏まえ、住民の安全と収集・運搬効率の確保に配慮し、収集・運搬業務の最適化を図っていく必要がある。
施策	○収集・運搬時の安全と効率化が両方図られるよう、ステーションの設置条件を検討する。 ○収集・運搬車の運転について、安全運転を徹底する。

【2-7 ごみ収集車両の低炭素化の推進（収集・運搬）】

項目	内容
課題	・長泉町ではごみ収集車にハイブリッド自動車を導入するなど、ごみ収集車両の低炭素化を進めている。今後は業務を完全に委託したことにより、必要な車両台数も限られてきており、今後の更新時に検討が必要である。
施策	○ごみ収集車は、ハイブリッド自動車など低公害車の導入や、廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料（BDF）の使用などにより、低炭素化を図る。 ○委託業者や許可業者が使用のごみ収集関係車両についても、低公害車の導入やバイオディーゼル燃料（BDF）の使用を推奨していく。

【2-8 適正な再資源化ルートを選定（中間処理）】

項目	内容
課題	・現在、再資源化処理を行っている資源物は、適正に再資源化が行われている限り、有償となる再資源化ルートを選択することが望まれる。また、有償となる再資源化ルートを選択するには、質の高い資源物を確保していくことも重要である。
施策	○できる限り質の高い資源物を確保して有償となる再資源化ルートを選定する。 ○適正な再資源化を実施するための無償や逆有償ルートの検討を行う。

【2-9 計量の充実（中間処理）】・・・（廃止）

【2-10 焼却場の適正な維持管理（中間処理）】

項目	内容
課題	・現焼却場は昭和49年に竣工した後、平成10～11年度に改造工事を行ってリニューアルしているものの、建物を含め老朽化が進んでいるため適切な施設の運転及び点検・補修等、維持管理を行っていく必要がある。
施策	○焼却場における包括的な運転委託を検討する。 ○焼却場の適切な維持管理を行うとともに、施設の稼働状況により次の中間処理システム（施設）の具体的な検討を行う。

【2-11 広域的な取り組みの推進（中間処理）】

項目	内容
課題	・駿豆地区広域市町村圏協議会が平成 22 年 3 月に解散したため、「駿豆圏域ブロックごみ処理広域化計画」は白紙となった。そのため、町独自にごみ処理を行える体制づくりを進めていく必要がある。しかし、阪神、淡路大震災後、県内全市町で災害時の協定は締結済みだが、東日本大震災を契機として、一層の連携・協力体制を確立していく必要がある。
施策	○緊急時における一般廃棄物の受け入れや処理について、他市町との相互援助の可能性の協議を行う。 ○災害発生後のごみ処理経過の把握に努め、「長泉町災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月）に基づき災害時における廃棄物の処理や対応方法などについて検討を行う。 ○近隣の 8 市 4 町で構成される駿豆広域市町ごみ処理問題検討会などにおいて、ごみ処理対策の課題について協議するなど、清掃活動の円滑な推進を図る。

【2-12 一般廃棄物最終処分場の適切な維持管理（最終処分）】

項目	内容
課題	・現在の一般廃棄物最終処分場は、平成 18 年 3 月に PFI 事業として竣工した。15 年間の運営管理の主体は民間事業者となるが、一般廃棄物の処理・処分が市町村の固有の事務であること、契約の適正な履行を確保することが重要であることなどから、適正かつ契約通りに運営されているかについて、今後も事業のモニタリング（監理）を継続していく必要がある。
施策	○埋め立てが終了している前一般廃棄物最終処分場は、用途が決定するまでは適切に維持管理していく。 ○環境負荷の低減や無事故での運営が行われるよう、PFI 事業者に対し適切な監理を行う。

【2-13 一般廃棄物最終処分場の延命化（最終処分）】

項目	内容
課題	・新たな一般廃棄物最終処分場の整備には多額の費用がかかるとともに、建設用地の確保も難しくなっていることから、現在使用している PFI 一般廃棄物最終処分場をできる限り長期間使用できるようにしていくことが必要である。
施策	○PFI 一般廃棄物最終処分場の埋め立て容量の延命化を図るため、埋め立てごみの発生抑制を広く呼びかける。

【2-14 不適物の混入防止（最終処分）】

項目	内容
課題	・一般廃棄物最終処分場へ搬入されるごみの中には、分別の不徹底による生ごみ、土砂、小型家電、注射針等の混入が見られる。その他、小型電池（ボタン電池）が取り付けられたまま排出されていたり、ライターが潰されないまま排出されていたりするケースも見受けられる。破砕機など一般廃棄物最終処分場内の設備の故障や作業員の怪我等の原因となり、より一層の適正排出が行われるよう呼びかけていく必要がある。
施策	○作業員の安全確保のため、画鋲やカミソリ、ライターなど危険物の排出方法を重ねて指導する。

【2-15 産業廃棄物の持ち込み禁止についての周知（最終処分）】

項目	内容
課題	・しかし、産業廃棄物については、廃棄物処理法第 11 条第 1 項に示されているように、事業者自らが処理を行う必要がある。 ・一般廃棄物最終処分場は一般廃棄物を対象に整備しているため、産業廃棄物を処分することはできない。事業者が産業廃棄物を持ち込まないよう自己処理の原則を理解してもらう必要がある。
施策	○事業者に対して、産業廃棄物の一般廃棄物最終処分場への持ち込み禁止を徹底し、自ら処理するよう指導する。

②町民に期待する取り組み

- 「ごみの出し方便利帳」「ごみカレンダー」を参考にごみの減量化や分別の徹底を図る。
- ごみステーションを清潔で安全に利用できるように心掛けるとともに、自治会での管理に協力する。
- 自力でごみ出しが困難な場合は、戸別訪問によるごみ収集「にここ収集」を活用する。
- 焼却場の見学などにより、ごみ処理の現状を理解する。
- 画鋸やカミソリなどの危険物を混入させないようにする。
- ガスボンベやライターなどは決められた方法で排出するようにする。
- 一般廃棄物最終処分場の見学により、ごみ処分の現状を理解する。
- 一般廃棄物最終処分場の延命が図れるように、埋め立てごみの発生を少なくする。

③事業者に期待する取り組み

- 一般廃棄物最終処分場の延命が図れるように、埋め立てごみの発生を少なくする。
- 販売店では、長泉町で収集・運搬しない廃棄物（排出禁止物）の処理に協力する。
- 一般廃棄物最終処分場の延命が図れるように、埋め立てごみの発生を少なくする。

④収集・運搬の将来計画

現在、収集・運搬は直営及び委託により行っている。今後は、現在の直営職員が退職するまでは現状と同様の体制とし、直営職員が退職した後は、全ての業務を委託により行うことを基本とする。また、収集（受け入れ）頻度、収集場所については、基本的に現状のままとする。

排出禁止物はその対象物を明確にし、適正な処理ルートの確保と情報提供に努め、適正な処理を誘導する。

在宅医療に伴って発生する在宅医療廃棄物（インスリン・点滴などの注射針など）は、収集したごみの選別作業時に作業員が負傷する危険性や感染症の問題がある。このため、患者及びその家族に対して診療を受けている医療機関への持ち込み処理を誘導する。

⑤中間処理の将来計画

中間処理については、燃やせるごみ、可燃系破碎ごみが直営（一部委託）の長泉町焼却場で処理されている。小型家電、びん類、金属類、布類、有害ごみ等は直営の資源物ストックヤードに保管し、適宜、委託事業者等により再資源化処理が行われている。プラスチック系のごみは委託により再資源化処理が行われている。

今後、焼却場については、当面の短期間更新による焼却炉の運転全部委託の検討を行う。再資源化については、保管は資源物ストックヤードで行い、再資源化処理は委託により行うことを基本とする。空き缶処理は、現施設の稼働状況を見極め、施設の廃止後は処理委託によることを基本とする。

⑥最終処分の将来計画

埋め立てごみや破碎ごみは、PFI 事業方式により整備・運営されている長泉ハイトラスト㈱により一般廃棄物最終処分場内の破碎設備で破碎され、破碎後の一部は焼却灰とともに埋め立て処分されている。平成 18 年度から平成 32 年度までの 15 年間は、長泉ハイトラスト㈱により運営が行われている。

（３）基本方針３「落ちているごみをなくす」ための取り組み

ポイ捨てによるごみの散乱はマナーの問題が大きな要因となっている。そのため、平成９年に施行した「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」を周知するとともに、町民や事業者の環境美化活動への参加を促進して散乱ごみを回収し、ごみを捨てない人づくりを継続的に行う。不法投棄については、罰則の周知やパトロールによる監視強化、清掃による捨てにくい環境づくりなど、県や警察、周辺市町と連携しながら取り組みを推進する。

①町の施策

【３－１ ポイ捨てごみ対策の推進】

項目	内容
課題	・平成９年に施行した「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」を周知するとともに、町民や事業者の環境美化活動への参加を促進して散乱ごみを回収し、ごみを捨てない人づくりを継続的に行っていく必要がある。
施策	○「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」の周知を図るとともに、同条例に基づく環境指導委員と連携し、ポイ捨て防止など地域の環境美化の推進を図る。 ○空き缶の投げ捨て防止や再資源化の啓発について住民意識の高揚を図ることを目的とし、空き缶拾い活動（ごみゼロ運動）を行う。 ○空き缶拾い運動、清掃の日、ポスターや表彰による意識啓発などの町内一斉ごみゼロ運動を実施する。 ○ウォーキングマップなどを活用し、ごみを拾いながらウォーキングを行う。

【３－２ 不法投棄対策の推進】

項目	内容
課題	・山間部を中心に不法投棄が多くなっている。また、ひとつの不法投棄が更なる不法投棄を誘発すること考えられ、周辺への環境負荷の増大が懸念される。 ・現在、不法投棄ごみが発見された現場の周辺住民から、回収の要求があったごみは長泉町の財源により回収、処分しており、不法投棄のための費用がかかっている。 ・不法投棄を未然に防ぐため、監視の強化や意識啓発を図る必要がある。
施策	○不法投棄パトロールの強化や県・警察との連携を図る。 ○不法投棄の抑止のため不法投棄を行った者への罰則について周知する。 ○監視カメラを設置する。 ○不法投棄ごみマップを作成し、監視強化を図る。 ○不法投棄の防止を図るため、「長泉町清潔で美しいまちづくり条例」の改定を検討する。

②町民に期待する取り組み

- 町内一斉ごみゼロ運動に参加する。
- 地域の清掃を通じた地域の人の輪や安全・安心の輪、町民同士のコミュニケーション・ふれあいの輪を広げる。
- 自治会やPTAなど地域単位や各家庭で散策し、ごみを拾いながらウォーキングを実施する。
- 日常的な不法投棄の監視や町への情報提供をする。
- ごみのポイ捨てや不法投棄をしないようにする。

③事業者期待する取り組み

- 町内一斉ごみゼロ運動に参加する。
- 事業者がリーダーとなって清掃活動を実施する。

- 地域の清掃を通じた地域の人々の輪や安全・安心の輪を広げる。
- 日常的な不法投棄の監視や町への情報提供をする。
- ごみが散乱しないよう空き缶回収箱などの管理を徹底する。
- ごみのポイ捨てや不法投棄をしないようにする。

